

第4回定例会会議録

令和7年12月15日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（内堀喜代志君） これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

- ――― 日程第1 議案第 97号 第6次御代田町長期振興計画基本構想案
について―――
- ――― 日程第2 議案第 98号 令和7年度 県補助 GIGAスクール構想
一人一台端末購入契約について―――
- ――― 日程第3 議案第 99号 御代田町犯罪被害者等支援条例の制定案
について―――
- ――― 日程第4 議案第101号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案
について―――
- ――― 日程第5 議案第104号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案（第5号）
について―――
- ――― 日程第6 議案第105号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案（第3号）について―――
- ――― 日程第7 議案第106号 令和7年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（内堀喜代志君） これより、12月5日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案について、日程に従い、各常任委員長から報告を願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第1 議案第97号 第6次御代田町長期振興計画基本構想案についてから、日程第7 議案第106号 令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）についてまでを一

括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(内堀喜代志君) 異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

赤田憲子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 赤田憲子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(赤田憲子君) それでは、3ページをお開きください。

令和7年12月15日

御代田町議会議長 内堀喜代志様

総務福祉文教常任委員長 赤田憲子

委員会審査報告書

議案第 97号 第6次御代田町長期振興計画基本構想案について

議案第 98号 令和7年度 県補助 G I G Aスクール構想一人一台端末購入
契約について

議案第 99号 御代田町犯罪被害者等支援条例の制定案について

議案第101号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案について

議案第104号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案(第5号)について
(総務福祉文教常任委員会付託分)

議案第105号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案
(第3号)について

議案第106号 令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第
3号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(内堀喜代志君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました。議案第104号に
ついては、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常
任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長(森泉謙夫君) なし。

○議長(内堀喜代志君) 報告事項ないものと認めます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第97号から議案第106号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。よって、議案第97号 第6次御代田町長期振興計画基本構想案について、議案第98号 令和7年度 県補助 G I G Aスクール構想一人一台端末購入契約について、議案第99号 御代田町犯罪被害者等支援条例の制定案について、議案第101号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案について、議案第104号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案(第5号)について、議案第105号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第3号)について、議案第106号 令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第3号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

―――日程第 8 議案第102号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について―――

―――日程第 9 議案第103号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第10 議案第107号 令和7年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第3号)について―――

―――日程第11 議案第108号 令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算案(第3号)について―――

○議長(内堀喜代志君) 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第8 議案第102号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案についてから、日程第11 議案第

108号 令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第3号）についてを一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

森泉謙夫町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 森泉謙夫君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（森泉謙夫君） 4ページをお開きください。

令和7年12月15日

御代田町議会議長 内堀喜代志様

町民建設経済常任委員長 森泉謙夫

委員会審査報告書

議案第102号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について

議案第103号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第107号 令和7年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）について

議案第108号 令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第3号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決するべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第102号から議案第108号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。よって、議案第102号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について、議案第103号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第107号 令和7年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第3号)について、議案第108号 令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算案(第3号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

―――日程第12 陳情第1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等

報酬10%以上の引き上げを求める陳情―――

○議長(内堀喜代志君) 日程第12 陳情第1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情について、総務福祉文教常任委員長の報告を求めます。

赤田憲子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 赤田憲子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(赤田憲子君) それでは、5ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 陳情第1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情

(12月5日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

令和7年12月15日

御代田町議会議長 内堀喜代志様

総務福祉文教常任委員長 赤田憲子

○議長（内堀喜代志君） 陳情第1号を議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、陳情第1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

―――日程第13 閉会中の継続調査の件について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第13 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

―――日程第14 意見案第1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等

報酬10%以上の引き上げを求める意見書（案）について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第14 意見案第1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書（案）についてを議題としま

す。

意見書（案）は、お手元に配りましたとおりです。

本案について、趣旨説明を求めます。

赤田憲子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 赤田憲子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（赤田憲子君）

意見案第1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書（案）

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年12月15日

御代田町議会議長 内堀喜代志様

提出者 総務福祉文教常任委員長 赤田憲子

これより、意見案第1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

国による医療費削減政策が推し進められる中で、公定価格である診療報酬は上がらず、昨今の物価上昇に対応していません。医療機関は過去最大の規模で倒産・廃業が進み、深刻な経営危機に陥っています。このままでは、医療機関がなくなり、医療にかかれない地域が全国でさらに広がることが強く懸念されます。

また、政府は、看護師、保健師、介護士、障害福祉などのケア労働者の賃金引き上げを2021年に打ち出しましたが、日本医労連の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は、2025年民間主要企業春季賃上げ平均率に遠く及びません。

政府の責任による医療や介護・福祉事業の安定的な維持発展と、全てのケア労働者の処遇改善のために、2026年度の診療報酬改定とあわせ、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること、全ての医療機関と介護・福祉事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施すること、また、当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行することを求めます。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位のご賛同をよろしく申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより意見書（案）に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、意見案第1号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま、町長から議案8件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8とし、議題にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第109号から議案第116号を追加日程第1から追加日程第8とし、議題にすることに決しました。

――追加日程第1 議案第109号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について――

――追加日程第2 議案第110号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について――

――追加日程第3 議案第111号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例及び御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について――

――追加日程第4 議案第112号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長（内堀喜代志君） 追加日程第1 議案第109号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、追加日程第4 議案第112号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 追加の議案書をお開きください。議案書1ページになります。議案第109号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年12月15日 提出

御代田町長 小園拓志

2ページの改め文をご覧ください。

本案につきましては、令和7年人事院勧告に基づき、国に準じ、人事院勧告どおり給料表の改定及び期末勤勉手当の支給月数の引上げと、通勤手当の距離区分ごとの支給額の上限を引き上げるについて、本条例の一部を改正するものです。

まず、月例給の改正として、別表第1の給料表を改正し、令和7年4月に遡り、適用することとしています。

給料表の改正概要としましては、採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げることにより、主事・主任の職となる若年層の給料水準を大きく引き上げています。

また、主査以上については、職責重視の体系として号俸の額を引き上げるような改正となっています。

次に、期末手当の変更として、令和7年12月期の期末手当の支給月数を、一般職は0.025月加え1.275月に、特定幹部職員は0.025月加え1.075月に、定年前再任用短時間勤務の一般職は0.025月加え0.725月に、定年前再

任用短時間勤務の特定幹部職員は0.025月加え0.625月に改正するとともに、勤勉手当の改正として、令和7年12月期の勤勉手当の支給月数を、一般職は0.025月加え1.075月に、特定幹部職員は0.025月加え1.275月に、定年前再任用短時間勤務の一般職は0.025月加え0.525月に、定年前再任用短時間勤務の特定幹部職員は0.025月加え0.625月に改正します。

通勤手当の改正では、現行の距離区分について、片道10km以上15km未満から60km以上までの距離区分で200円から7,100円の幅で引き上げます。

附則には、施行期日と給与の内払いについて定めています。

議案書8ページから17ページは、新旧対照表になります。

続きまして、議案書18ページをご覧ください。

議案第110号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年12月15日 提出

御代田町長 小園拓志

続いて19ページの改め文をご覧ください。

本案につきましては、令和7年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例の改正に伴い、特別職の職員で常勤の者等の期末手当の支給月数を引き上げる改正になります。

令和7年12月期の期末手当の支給月数を、0.025月加え1.75月とするよう改正いたします。

附則には、施行期日と給与の内払いについて定めています。

議案書20ページは、新旧対照表になります。

続きまして、21ページお願いいたします。

議案第111号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例及び御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例及び御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年12月15日 提出

御代田町長 小園拓志

続きまして、22ページが改め文になります。

本案につきましては、令和7年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例の改定に伴い、第1号会計年度任用職員の期末及び勤勉手当支給月数を引き上げるとともに、第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償及び第2号会計年度任用職員の通勤手当について、給料表の改定時期と同様に、翌年度から適用とする改正です。

改正条例の構成は、2条建てとして、第1条で第1号会計年度任用職員の令和7年12月期の勤勉手当の支給月数を0.025月加え1.275月とし、勤勉手当の支給月を0.025月加え1.075月とするよう改正します。

また、第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、給料表の改定時期と同時に翌年度から適用とするよう附則の改正をしています。

第2条では、第2号会計年度任用職員の通勤手当について、給料表の改定時期と同様に翌年度から適用とするよう附則の改正をしています。

附則には、施行期日と報酬等の内払いについて定めています。

議案書の24ページから26ページが新旧対照表になります。

続いて、議案書27ページお願いいたします。

議案第112号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年12月15日 提出

御代田町長 小園拓志

28ページご覧ください。改め文になります。

本案につきましては、令和7年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例の改定に伴い、議会の議員の期末手当の支給月数を引き上げる改正になります。

令和7年12月期の期末手当の支給月数を0.025月加え1.75月とするよう改正いたします。

附則には、施行期日と期末手当の内払いについて定めています。

議案書 29 ページは、新旧対照表になります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 109 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、議案第 109 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、議案第 110 号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号 御代田町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例及び御代田町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、議案第 111 号 御代田町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例及び御代田町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決

されました。

次に、議案第112号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。よって、議案第112号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

――追加日程第5 議案第113号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案(第6号)

について――

○議長(内堀喜代志君) 追加日程第5 議案第113号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案(第6号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

(企画財政課長 小林 靖君 登壇)

○企画財政課長(小林 靖君) 追加議案書30ページをご覧ください。

議案第113号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案(第6号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町一般会計補正予算(第6号)を、別冊のとおり提出する。

令和7年12月15日 提出

御代田町長 小園拓志

続きまして、32ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,370万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,579万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正につきましては、議案書とは別になりま

す資料3、令和7年度一般会計補正予算（第6号）内容をご覧ください。

初めに、歳入から説明いたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金は、補正額5,370万3,000円の増額をお願いいたします。こちら、子育て応援手当補助金で補助率10分の10でございます。11月21日に閣議決定された国の経済対策において、物価高の影響を強く受けている子育て世代への支援が強く打ち出されました。ゼロ歳から高校3年生までの子ども1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当の支給について、国の補正予算成立後、速やかに支給できるよう、今回の補正で計上させていただいております。

歳入合計補正額が5,370万3,000円となっております。

続いて、歳出です。

それぞれの款項で計上しております人件費は、先ほど総務課長から説明がありましたが、人事院勧告に伴うもので、月例給の改正、賞与の改正、通勤手当の改正となっております。これらは、一般職の給料及び議会議員特別職の賞与を含む手当の増額補正となりますが、年度途中での職員の退職に伴う給与等の減額、職員共済組合負担金は負担金額の精査による減額をあわせて計上しております。

次に、款3民生費、項2児童福祉費は、5,620万2,000円の増額で、このうち、子育て応援手当は、5,200万円の増額を計上しております。

2ページをご覧ください。

款14項1予備費は、1,244万6,000円を減額しまして、歳入歳出調整をして、歳出合計補正額5,370万3,000円となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第113号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。よって、議案第113号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案(第6号)については、原案のとおり可決されました。

――追加日程第6 議案第114号 令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第4号)について――

○議長(内堀喜代志君) 追加日程第6 議案第114号 令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第4号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

(保健福祉課長 内堀浩行君 登壇)

○保健福祉課長(内堀浩行君) 追加議案書の51ページをお願いいたします。

議案第114号 令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第4号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を、別冊のとおり提出する。

令和7年12月15日 提出

御代田町長 小園拓志

53ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町の介護保険(事業勘定)特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ129万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,209万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

54ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、補正額が 1 2 9 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

歳入合計も 1 2 9 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

次の 5 5 ページの歳出をお願いいたします。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業・任意事業費、補正額が 1 2 9 万 1, 0 0 0 円の減額であります。地域包括支援係のパートタイム会計年度任用職員 1 名が、自己都合退職に伴う減額の補正のほか、人事院勧告に伴う給料等の増額補正等になります。

歳出合計が 1 2 9 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

以上のとおり、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 1 1 4 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、議案第 1 1 4 号 令和 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

――追加日程第 7 議案第 1 1 5 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 4 号）について――

○議長（内堀喜代志君） 追加日程第 7 議案第 1 1 5 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 追加議案書60ページをお願いいたします。

議案第115号 令和7年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第4号)について

地方公営企業法第6条及び地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田小沼水道事業会計補正予算(第4号)を、別冊のとおり提出する。

令和7年12月15日 提出

御代田町長 小園拓志

議案第62ページをお願いいたします。

(総則)

第1条 令和7年度御代田小沼水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和7年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出。第51款水道事業費用、第1項営業費用として、補正額82万8,000円の増額は、人事院勧告に伴う総経費の増額をお願いするものです。したがって、補正額82万8,000円を増額し、総額2億1,896万円となります。

(職員給与費の補正)

第3条 予算第7条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

職員給与費として補正額82万8,000円を増額し、総額3,797万8,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(内堀喜代志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第115号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。よって、議案第115号 令和7年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第4号)については、原案のとおり可決されました。

――追加日程第8 議案第116号 令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算案

(第4号)について――

○議長(内堀喜代志君) 追加日程第8 議案第116号 令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算案(第4号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 65ページをお願いいたします。

議案第116号 令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算案(第4号)について

地方公営企業法第6条及び地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算(第4号)を、別冊のとおり提出する。

令和7年12月15日 提出

御代田町長 小園拓志

67ページをお願いいたします。

(総則)

第1条 令和7年度御代田町下水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和7年度御代田町下水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

第51款下水道事業費用、第1項営業費用として、補正額56万2,000円の増額は、人事院勧告に伴う総経費の増額をお願いするものです。したがって、

補正額 5 6 万 2, 0 0 0 円を増額し、総額 5 億 9, 9 6 0 万 2, 0 0 0 円となります。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第 3 条 予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

職員給与費として補正額 5 6 万 2, 0 0 0 円を増額し、総額 1, 6 5 7 万 7, 0 0 0 円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(内堀喜代志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 1 1 6 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。よって、議案第 1 1 6 号 令和 7 年度御代田町下水道事業会計補正予算案(第 4 号)については、原案のとおり可決されました。

これで本定例会に付されました議案の審議は全て終了しました。これで閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長(内堀喜代志君) 閉会に先立ち、町長より挨拶をお願いします。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長(小園拓志君) 令和 7 年第 4 回御代田町議会定例会の閉会を前に、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、全ての議案について、原案どおりの可決をいただき、心からの感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

先日、初めての定例記者会見を役場で開催しまして、メディア5社にご出席いただいたところでもあります。定例記者会見は毎月開催していく予定でありまして、これまでとは違う形で、町民の皆さんに政策に対するご理解をいただくべく努めてまいります。

本年8月からは、紙の広報であります広報やまゆりについても、結果の報告だけではなく、プロセスの見える化に資するものにするという目標を立て、内容を変えてきております。

また、今年度設置しました政策推進課では、町民の皆様の声をタイムリーに伺う、広く聴く広聴機能も、町村役場としては珍しいですけれども、明確に位置づけて始めることといたしました。

このように、町民に伝えるべきことをしっかりと伝え、皆様のご意見、ご提案を伺う体制は、大幅に強化しているところであります。

今後、さらに広報広聴体制を拡大し、皆様の関心に応えてまいりたいと思いますので、議会の皆様におかれましても、ご協力・ご助言賜れますと幸いに存じます。

また、連日報道されております、いわゆるおこめ券の問題でありますけれども、御代田町といたしましては、重点支援地方交付金を使って、おこめ券を配布する考えはございません。

また、世間では、上下水道料金の減免に充当するという考え方もあるようですがありますけれども、上水道は町内に御代田小沼水道と佐久水道企業団と2事業体に分かれていることから、統一の対策が難しいということ。また、下水道に関しては、浄化槽の利用者もかなりいらっしゃるということでもありますので、こちらも現実的ではないものと考えているところであります。

おこめ券と比較すれば、コストをできるだけ低く済ませる、またコストをできるだけ町内で収まるようにしながら、町民の皆さんのお役に立てるように検討してまいりますので、まずはこの検討をお見守りいただけますと幸いに存じます。

寒くなってまいりましたが、議会の皆様、また町民の皆様ともに、くれぐれもご自愛いただけますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（内堀喜代志君）　これにて、令和7年第4回御代田町議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

閉　会　午前10時54分